

犬川小学校いじめ防止基本方針【概要版】

川西町立犬川小学校（令和7年4月）

◆いじめに対する基本的姿勢◆

- いじめは卑怯な行為であり、絶対に許さない、見逃さないという姿勢
- 児童が「いのち」を大切に、自他を尊重する態度の育成
- 児童一人一人の自己有用感を高め、安心して生活することができる学級づくりや教育活動の展開
- 「いじめはどの児童にも、どの学級でも起こりうる」という認識の下、「チーム犬川小」で対応
- いじめの「未然防止」「早期発見」「適切な対応」のため、本方針で定める取組の推進及び改善

■未然防止■ 一家庭(PTA)・地域との連携一

- 1 「いのちの教育」の充実
 - ・ 道徳的実践力の向上
 - ・ いじめに対する認識を学校全体で共有
- 2 個を大切にされた教育活動の展開
 - ・ わかりやすい授業づくり
 - ・ 自己有用感や自尊感情を高める
 - ・ 児童の心に寄り添った姿勢
- 3 配慮が必要な児童への対応
- 4 児童主体の取組（児童会活動等）の推奨
 - ・ 好ましい人間関係づくりの取組
 - ・ いじめを防止する取組
- 5 家庭や地域との連携
 - ・ 児童の取組の情報発信
 - ・ 学校ぐるみ、地域ぐるみで取組む姿勢

■早期発見■ 一いじめに気づき 見逃さない一

- 1 日常的な取組
 - ・ 教職員と児童との信頼関係
 - ・ 児童の表情や行動の変化にも配慮
 - ・ 休み時間や放課後の様子
 - ・ 教職員間の情報交換・共有（子どもを語る会、職員打合せ）
 - ・ 保護者や学童保育指導員との連携
 - 2 アンケート及び教育相談
 - ・ いじめアンケート（年2回）
 - ・ 経過を把握し町教育委員会へ報告（毎月）
 - ・ 生活アンケートとお話タイム（毎学期）
- ※ いじめの態様を理解し、「いじめではないか」という視点を持ちながら事実を整理する。
- ※ けんかやふざけ合い、善意や正義で行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまった場合は、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

■適切な対応■ 一迅速で組織的な対応一

- 1 いじめに対する措置の基本的な考え方
 - ・ 一人で抱え込むことなく組織的に対応
 - ・ 被害児童・通報児童を守る
 - ・ 加害児童には毅然とした指導
 - ・ 児童の人格の成長に主眼を置いた指導
 - ・ 必要に応じ関係機関・専門機関と連携
- 2 いじめを発見・通報を受けたときの対応
 - ・ 速やかに報告し組織的な対応
 - ・ 関係者から情報収集・事実確認
 - ・ 被害児童への支援・加害児童への指導
 - ・ 保護者への連絡と連携
- 3 いじめが起きた集団への対応
 - ・ 自分の問題としての捉え（傍観者）
 - ・ いじめへの加担の自覚（同調者）
 - ・ 集団から根絶しようという態度
 - ・ 互いに尊重し認め合う人間関係・集団づくり

■インターネット上のいじめへの対応■

- 1 インターネット上のいじめの実態を知る
 - ・ 研修会の実施(P T A) ・ 機器利用状況の把握 ・ 家庭との連携
- 2 インターネット上のいじめの未然防止
 - ・ 情報モラル教育 ・ 保護者への啓発（ペアレンタルコントロール）
- 3 早期発見・適切な対応
 - ・ 情報の収集と共有 ・ 削除依頼（町教育委員会等との連携）

■重大事態への対応■ 一生命・心身・財産への重大な被害一

- ① 事態発生の際は速やかに町教育委員会へ報告
- ② 町教育委員会の指導・支援の下での対応
- ③ 必要な調査を速やかに行う（調査主体は学校もしくは町教育委員会）
- ④ 調査結果を町教育委員会及び被害側児童・保護者へ報告
- ⑤ 保護者説明会等による説明と協力依頼
- ⑥ 再発防止策をまとめ学校挙げての再発防止への取組

◆基本方針や取組の評価・見直し◆

- 学校評価項目に加えての適正な評価
- 「いじめ防止等対策委員会」による改善策の検討